



平成22年8月4日

国土交通省

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部改正に係るパブリック
コメントの募集について
～二輪自動車等の排出ガス測定方法（世界的技術規則）の導入～

国土交通省では、「国連の車両等の世界的技術規則協定」で採択されている「二輪自動車の排出ガス測定法」を国内に導入するため、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部改正を予定しています。

つきましては、広く国民の皆様からご意見を賜るべく、本件に対する意見を以下の要領のとおりで募集いたします。頂いたご意見につきましては、担当部局において取りまとめた上で、検討を行う際の資料とさせていただきます。なお、意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめその旨ご了解願います。

意見募集要領

1. 意見募集対象
道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（案）について（別添参照）
2. 意見募集期間
平成22年8月4日（水）～平成22年9月2日（木）（必着）
3. 意見送付方法
別紙の意見提出様式に、記載の上、以下のいずれかの方法でご意見を送付して下さい。
この場合、ご提出いただく電子メール、FAX及び郵送には、必ず「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部改正に係るパブリックコメント」と明記して下さい。
なお、電話によるご意見の受付はいたしかねますので、あらかじめご了承下さい。
(1) 郵送の場合
国土交通省自動車交通局技術安全部環境課 あて
〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3
(2) FAXの場合
国土交通省／環境課 排ガスパブリックコメント係 あて
FAX番号：03-5253-1639
(3) 電子メールの場合
国土交通省／環境課 排ガスパブリックコメント係 あて
電子メールアドレス：dpr@mlit.go.jp
(電子メールでご意見を送付される場合はテキスト形式として下さい。)
4. 注意事項
・頂いたご意見に対しての個別の回答は対応しかねますので、予めご了承願います。
・頂いたご意見は、住所、所属、電話番号、電子メールアドレスを除き公開される場合があることをご承知おき下さい（匿名を希望する場合は、意見提出時に明示願います。）。

国土交通省自動車交通局技術安全部環境課 宛

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を
改正する告示（案）に対する意見

氏名	
所属	(会社名又は所属団体名)
	(部署名)
住所	
電話番号	
電子メールアドレス	
ご意見	

(連絡先)
自動車交通局 技術安全部
環境課 大平、加藤
電話: 03-5253-8111(内線42-522)
03-5253-8603(直通)
FAX: 03-5253-1639

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（案）について

1. 改正の背景

国土交通省では、我が国の安全・環境基準のレベルを維持しつつ、自動車基準の国際調和推進のため、平成11年に「国連の車両等の世界技術規則協定」(1998年協定)に加入し、世界技術基準(gtr: global technical regulation)の制定を進めているところです。

平成17年には二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）及び原動機付自転車（エンジン排気量50cm³以下、かつ、最高速度50km/h未満のものを除く。）（以下「二輪自動車等」という。）の排出ガス測定法（WMT C）が成立したことから、当該測定法を国内に導入するための検討を行ってきました。今般、その検討結果及び本年7月28日の中央環境審議会「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について（第十次答申）」を踏まえ、排出ガス基準を定めている「道路運送車両の保安基準」（昭和26年運輸省令第67号）に基づく「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号。以下「細目告示」という。）」等の一部を改正することを予定しています。

これらの改正により、自動車・同装置の国際流通の円滑化、生産・開発コストの低減等が図られることにより、一層車両環境対策が推進されることが期待されます。

2. 改正の内容（別添1参照）

(1) 排出ガス測定モードの導入

日本も参画している自動車基準調和世界フォーラム（UN/ECE/WP29）にて作成された世界技術基準WMT C gtr（the World-wide Motorcycle Test Cycle）を二輪自動車等の排出ガス測定の新試験モードとして導入する（エンジン排気量50cm³以下、かつ、最高速度50km/h未満の原動機付自転車については、現行の二輪車モードを存置する。）。

（細目告示第41条第1項、第119条第1項、第243条第1項及び別添44）

(2) 排出ガス規制値の変更

現行の二輪車モードからWMT Cモードによる排出ガス測定法の導入に伴い、現行の排出ガス規制を同等とみなすことができるWMT Cモードでの規制値を定める（エンジン排気量50cm³以下、かつ、最高速度50km/h未満の原動機付自転車については、現行規制を存置する。）。

（細目告示第41条第1項、第119条第1項及び第243条第1項）

3. 適用開始時期

今回の細目告示の一部を改正する告示の適用については、二輪自動車等のうち、平成24年10月1日（輸入された二輪自動車等にあつては平成25年9月1日）以降に製作されたもの（平成24年9月30日以前に、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第75条第1項の規定によりその型式について指定を受けたもの及び道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第62条の3第1項の規定によりその型式について認定を受けたものを除く。）に適用する予定です。

（道路運送車両の保安基準第2章及び第3章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成15年国土交通省告示第1318号）第28条及び第63条）

4. スケジュール

公布日：平成22年10月頃（予定）

施行日：公布の日（予定）

(参考) 自動車基準調和世界フォーラム (UN/ECE/WP29) にて作成された「国連の車両等の世界的技術規則協定」(1998年協定)のWMT C gtrの原文は以下のホームページをご参照下さい。

WMT C gtrの原文

<http://www.unece.org/trans/main/wp29/wp29wgs/wp29gen/wp29registry/ECE-TRANS-180a2e.pdf>

WMT Cの二輪自動車の排出ガス測定法による試験モード及び規制値の案

1. 車両の区分

【クラス 1】

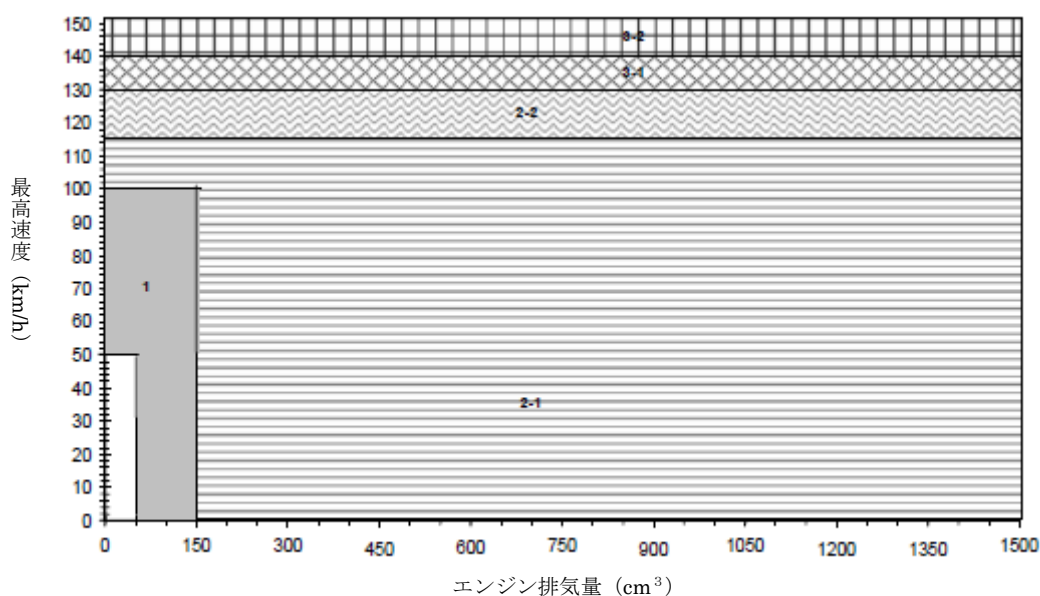
- ・ エンジン排気量 50cm³超 150cm³以下、かつ、最高速度 50km/h 未満、
又は、エンジン排気量 150cm³未満、かつ、最高速度 50km/h 以上 100km/h 未満
: クラス 1

【クラス 2】

- ・ エンジン排気量 150cm³未満、かつ、最高速度 100km/h 以上 115km/h 未満、
又は、エンジン排気量 150cm³以上、かつ、最高速度 115km/h 未満 : サブクラス 2 - 1
- ・ 最高速度 115km/h 以上 130km/h 未満 : サブクラス 2 - 2

【クラス 3】

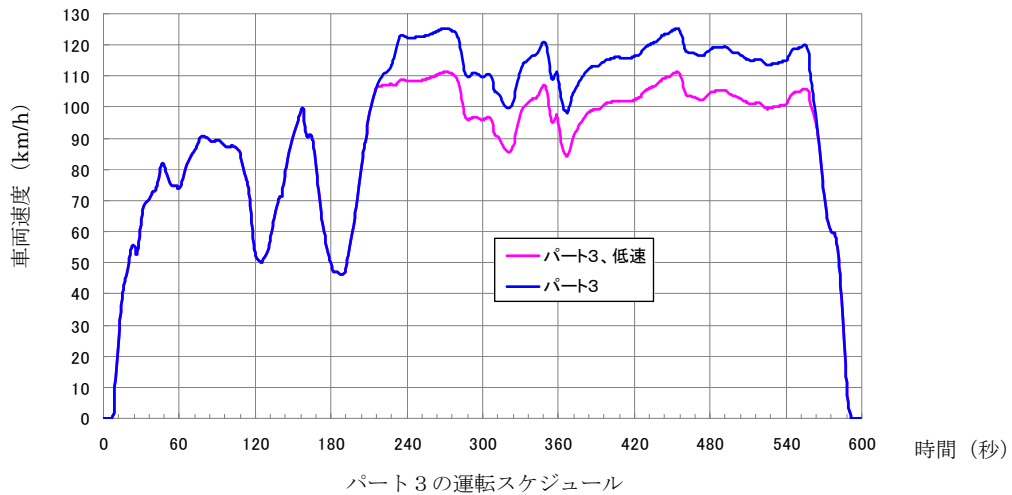
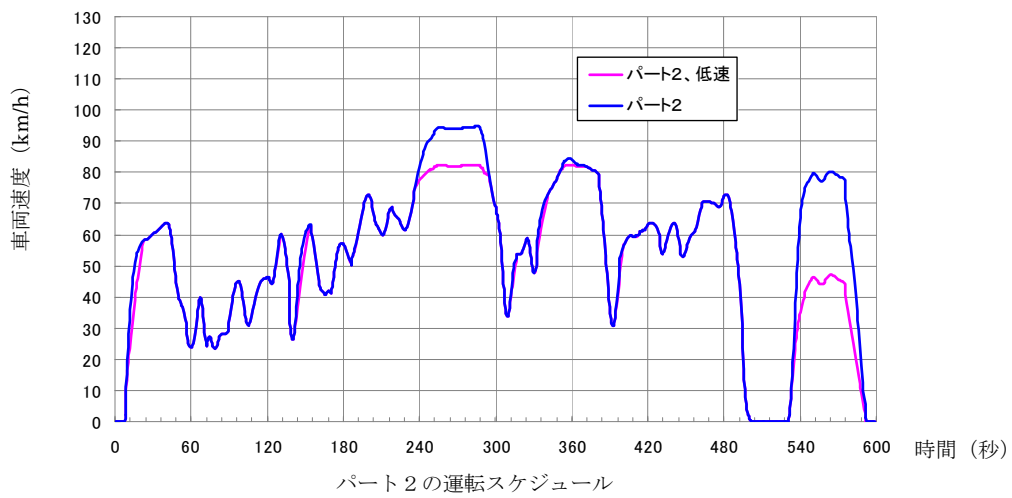
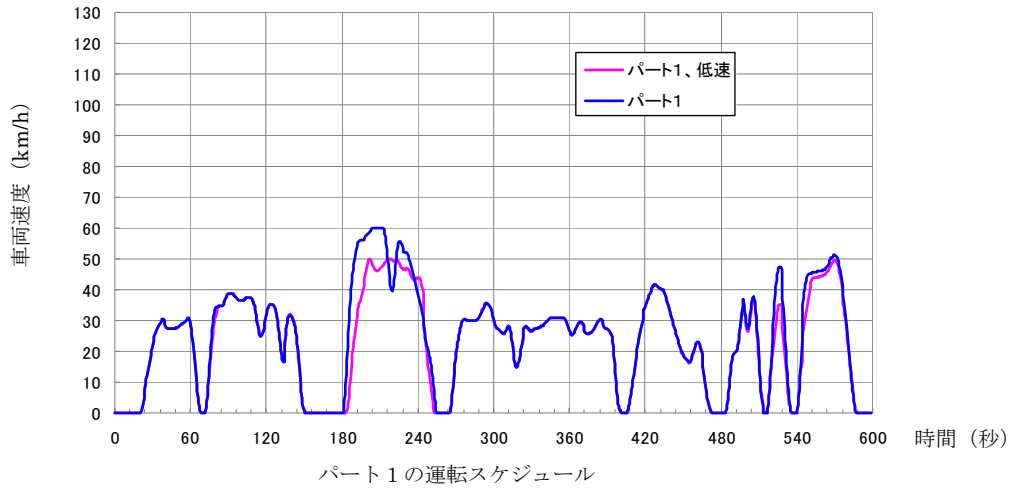
- ・ 最高速度 130 km/h 以上 140 km/h 未満 : サブクラス 3 - 1
- ・ 最高速度 140 km/h 以上 : サブクラス 3 - 2



2. 試験サイクル及び排出ガス値の重み付け

車両クラス		試験サイクル		重み付け
ク ラ ス 1		パート 1 (低速)	低温	50%
		パート 1 (低速)	高温	50%
ク ラ ス 2	サブクラス 2 - 1	パート 1 (低速)	低温	30%
		パート 2 (低速)	高温	70%
	サブクラス 2 - 2	パート 1	低温	30%
		パート 2	高温	70%
ク ラ ス 3	サブクラス 3 - 1	パート 1	低温	25%
		パート 2	高温	50%
		パート 3 (低速)	高温	25%
	サブクラス 3 - 2	パート 1	低温	25%
		パート 2	高温	50%
		パート 3	高温	25%

3. 運転スケジュール



4. WMT Cモードでの排出ガス規制値（平均値）の案

エンジン排気量	CO (g/km)	THC (g/km)	NO _x (g/km)
125cc 以下のもの	2.2	0.45	0.16
125cc 超えのもの	2.62	0.27	0.21

注) 排出ガス測定結果に対し、重み付けをした値。